

小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法研究促進事業

本研究事業に参加することで、参加施設で妊孕性温存療法を実施した場合には、妊孕性温存療法を受けた患者に対して国より助成金が支給されます。

注) 医学的適応(*1)の認可のみの場合、患者が国の研究事業による経済的支援を受けることができません。

1. 日本泌尿器科学会 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設登録申請の流れ

- ✓ 本研究事業に参加するには、日本泌尿器科学会の医学的適応施設(*1)である必要があります。
- ✓ 日本泌尿器科学会の医学的適応施設(*1)の場合は、本研究事業に参加するにあたり、以下の2つの承認が必要です。
 1. 本厚労科研研究協力施設としての申請及び承認
 2. 日本がん・生殖医療学会の登録事業（JOFR）への申請及び承認(*2)
- ✓ 上記2つの承認後に、日本泌尿器科学会への申請となりますが、その時点では仮承認となります。
- ✓ 学会の仮承認後、自治体の認定を受け、その書類を日本泌尿器科学会に提出することで、正式な認可となります。

*1：医学的適応による精子および精巣又は精巣上体精子の凍結・保存に関する登録施設

*2：日本がん・生殖医療学会への入会は必須ではない

日本泌尿器科学会医学的適応(*)の申請予定施設

(0)

申請

承認書類①

* 医学的適応施設：医学的適応による精子および精巣又は精巣上体精子の凍結・保存に関する登録施設

日本泌尿器科学会倫理委員会生殖部会

研究事業参加予定施設 (医学的適応による精子および精巣又は精巣上体精子の凍結・保存に関する登録施設)

(2)

申請

承認書類②
承認書類③

(1)-1

申請書の郵送

申請

承認書類②

1. 厚労科研研究班：協力施設

厚労科研研究班

(1)-2

申請書の郵送

申請

承認書類③

2. 日本がん・生殖医療学会 (JOFR)：東北大学へのIRB一括申請

日本がん・生殖医療学会

(3)

申請

3. 自治体

承認書類④

都道府県自治体

日本泌尿器科学会倫理委員会生殖部会

書類申請の流れ

- (0) : 日本泌尿器科学会へ医学的適応(*)の申請
- (1)-1 : 厚労科研研究班に書類申請
- (1)-2 : 日本がん・生殖医療学会に書類申請
- (2) : 日本泌尿器科学会に申請+承認書類提出
- (3) : 自治体に書類提出
- (4) : 日本泌尿器科学会に承認書類提出

仮承認書類(※1)
(新規研究事業による)

承認書類④ (4)

✓ 指定医療機関として承認

承認書類⑤

研究事業参加予定施設 (医学的適応による精子および精巣又は精巣上体精子の凍結・保存に関する登録施設)

研究事業参加施設
(妊孕性温存療法実施医療機関 (検体保存機関) 施設)

✓ 国より患者へ助成金支給

(※1) 自治体への申請予定をチェック項目で確認し、自治体からの承認書類を日泌生殖部会へ最終的に提出するよう明記したうえで仮承認